

平成28年（2016年）3月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成28年3月3日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年3月4日（金）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	竹 内 康 雄
会 計 管 理 者	脇 博 彦	総 務 課 長	堀 秀 俊
財 政 課 長	井 谷 哲	危機管理課長	上 野 和 彦
企 画 課 長	中 場 幹	税 務 課 長	中 村 吉 伸
住 民 課 長	脇 俊 明	福祉保健課長	大 谷 眞 吾
環境管理課長	玉 津 裕 一	農林水産課長	武 岡 芳 樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	植 地 俊 文
水 道 課 長	久 保 建 作	海山総合支所長	上 村 康 二
教 育 長	村 島 赳 郎	学校教育課長	玉 津 武 幸
生涯学習課長	宮 原 俊 也		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉 希	書 記	奥 村 能 行
書 記	奥 川 賀 夫	書 記	上 野 隆 志

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 東 篤布	13番 東 清剛
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本攻議長

皆様、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

議事に入る前にご連絡申し上げます。

一般質問の通告書の受け付けの締め切りは、本日の午後1時までとなっておりますので、締め切り時間に遅れることのないようご注意ください。

瀧本攻議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。議事運営上、朗読を省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

瀧本攻議長

それでは議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 東 篤布君

13番 東 清剛君

のご両名を指名します。

瀧本攻議長

それでは、日程に従い議事を進めます。

これより各議案の質疑に入りますが、質疑の回数については、議長が宣告した議題につ

いて3回以内となっております。予算など1つの議案を分割して質疑を行う場合は、議長が宣告した範囲内において、3回以内で質疑が許されることとなっております。

なお、委員会で審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は、委員会で行っていただきたいと思います。議事運営にご配慮をお願いいたします。

また、委員会付託については、本日の最後にお諮りしますが、付託表案を事前に配付しておりますので、お間違いのないようお願いいたします。

日程第2

瀧本攻議長

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第2 議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第3

瀧本攻議長

次に、日程第3 議案第5号 紀北町行政不服審査会条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

おはようございます。質疑をさせていただきます。

昨日の説明では、今回、国の行政不服審査法の改正に伴い変えるということなんですが、その中で、異議申立てを廃止して、審査請求に一本化するという説明がございました。具体的にこのことで、異議申立てをする、国民や町民が有利になるのかどうか、お伺いいたします。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えいたします。

今回、審査請求に一本化されたという意味はですね、それらの審査請求的なものとして、異議申立て、それから、不服申立て、そういった同義語のような感じでですね、それぞれがあったやつを、審査請求という形で一本化するというだけでして、むしろですね、審理員を設けて審理するとかですね、ここの条例にありますような審査会を設けてというようなことがございまして、請求する側にとってですね、有利といえますか、そこらの権利をですね、十分に考えた上での改正だと思います。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

住民の皆さんにとっては有利ではないかという説明だったんですけども、今回のこの条例ですね、紀北町の不服審査会も、町長の附属機関として置かれる。そして、また、町長が委嘱するとなっております。行政にとっては、自分たちの意思が通じる附属機関であり、町長が委嘱するということで、公平性が保たれるのかどうか、ちょっと不安があるので、そこら辺、詳しく説明お願いいたします。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

昨日、ちょっと説明の中で申し上げたんですが、これまでですと、不服請求とか、そういった場合がありますと、例えば、町のした処分について請求があった場合、担当課で検討してですね、それで、町長が決定してということだったんですが、それでは、一方的やということで、内部に審理員というのをまず設けて、担当課と違う職員にまず審理をさす

と。それでも、身内同士の話やないかということになってきますんで、結局、第三者委員会として有識者の委員会を設けてですね、そこへ諮問して、ご答申いただきましたら、それを十分に尊重した上で、決定をするということですから、これまでよりもですね、より公平性といいいますか、請求者にとってはですね、公平な判断がしてもらえるという制度に変わったということでございます。

瀧本攻議長

よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 4

瀧本攻議長

日程第 4 議案第 6 号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 5

瀧本攻議長

次に、日程第 5 議案第 7 号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

7 番 近澤チヅル君。

7 番 近澤チヅル議員

昨日の説明でですね、今回、1 級の方が2,500円、全体としては0.4%の引き上げになるというお話でしたが、よく平均的な給料っていうものを出していただいておりますけれども、金額として全体で平均の方がどれくらい上がるのかどうか、お伺いします。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

給料表自体の改定については、0.4ということでありまして、初任給1 級あたりのところが2,500円くらい上がって、それから、だいたいそれ以降は1,000円とか1,500円なんです。すが、全体でですね、平均しますと、どれだけ上がるかというのは、平均というのは特に出してないんですが、2,500円から1,100円の中でということなんです。すが、4 月に遡って支給するというので、まったく勿論上がらない職員もいるんですが、平均しますと、遡って1 年分であればしますと、8,000円くらい平均です。

ですんで、それを12カ月で割ったりとかですね、そうしますとわずかなものだということでございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7 番 近澤チヅル議員

8,000円を12カ月で割ったら、本当にわずかな物価の上昇には追いつかない、今回の人事院勧告だと思うんですけど、今お話にありました、上がらない方もいらっしゃるということですが、去年の、一昨年になるんですか、人事院勧告でも55歳以上の方は上がりませんでしたけども、今回も上がらない職員さん、多分55歳以上の方ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

去年の時もご説明させてもらったんですけども、55歳になりますとですね、6 級で55歳

以上になりますと、0.15%俸給から引かれるという規定がございまして、今ですね、ちょっと複雑な話になるんですが、去年0.3%の改定があったんですが、新年度から給与の総合的見直しといいまして、また2%の全体の減の見直しがございまして、それは都会と田舎との経済的な格差で、給料表自体は下がっているということでございます。

それで、そのある等級にいきますと、その下がったことによってですね、今もらっている給料よりも下がってしまうということがございましたんで、その現給補償といいまして、下がらずに3年間は、今の給料は保てるという特例を使っております。

ですので、仮に給料表が少し上がったとしても、もうその現給補償で給料をいただいている者というのは上がらないということになりますので、そういう意味でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

具体的にその方はやっぱり55歳以上の方になるのかなと思うんですけど、そのところのご返事と、前回もお聞きしましたが、このことによって人事院勧告が上がったら、嘱託職員の給料も考える、上がるという規定がございしますが、嘱託職員の賃金に、今回、反映されるのかどうか伺いいたします。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

先ほどの件に関しましては、やっぱり55歳以上になると思います。それから、嘱託職員のほうですが、昨年度の人勧を勘案しまして、27年度から2,300円アップをさせていただきました、月額ですね。今回もその人勧の充てている等級のところが、2,500円の増となっておりますので、28年度からさらに2,500円を、月額アップするということで考えております。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 6

瀧本攻議長

次に、日程第 6 議案第 8 号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 7

瀧本攻議長

次に、日程第 7 議案第 9 号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 8

瀧本攻議長

次に、日程第 8 議案第 10 号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 9

瀧本攻議長

次に、日程第 9 議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第12号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第13号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

ありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

瀧本攻議長

次に、日程第13 議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を許します。

ありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

ありませんか。

4 番 樋口泰生君。

4 番 樋口泰生議員

昨日の説明のほうでは、この墓地の面積を一定化するように伺っておりますが、現在です、この墓地のほうを使用されている方というか、借りてみえる方です、詳細について、もう少しご説明いただきたいと思います、よろしくお願いします。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。

議員ご指摘のですね、詳細と申しますと、まずですね、長島墓地ですが、全体の区画数は2,065ございます。敷地面積が7,846.99㎡、うち駐車場が1,239㎡でございます。Aタイプと申しまして、間口1.6m、奥行き1.2m、使用料10万6,500円のタイプのものが、1,655区画、Bタイプと申しまして、間口0.8m、奥行き1.2m、使用料5万3,500円のタイプが419区画ございます。以上、2,065区画となっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

4 番 樋口泰生君。

4 番 樋口泰生議員

この、今のA区画、B区画なんですが、実際に区画があるのはわかるんですが、単刀直入にいいますと、無縁仏といいますかね、そういった方の確認というのはされているんでしょうか。答弁をお願いします。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。

無縁仏ということでございますけども、実はですね、平成28年度当初予算の予算計上ということで、無縁仏の関係をですね、一度精査しようかというふうに考えております。その内容なんですけども、官報に載せることが1点。もう1点は、看板で周知していただくこと。以上を考えております。

以上です。

瀧本攻議長

4番 樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

そうなりますとですね、無縁仏さんの家族の方がみえないような墓石といいますか、墓石のですね、撤去とか、それとか、その区画の改めでの整備ですね、そういったものは今後、予算組みをして取り組みをされるということになろうかと思うんですが、それについての計画といいますか、それについて答弁、それ最後にさせていただきます。よろしくお願いします。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。

まずですね、来年度事業といたしまして、官報によりまして公告させていただきます。そして、看板ということで周知させていただきます。それを踏まえまして、今後のですね、計画というか、詳細な計画に移っていきたいと思っております。

以上です。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

瀧本攻議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

課長、もうちょっと明確にというか、正確に正しく説明せないかんね。

瀧本攻議長

私に言ってください。

12番 東篤布君

と思うんですよ、議長。

何故ならば無縁仏という質問を受けとるんやから、無縁仏の場所があるんや。今、議員がおっしゃっとるのは、既に使われてはおるけれども、全然、家族の方がお参りに来られないとか、放ったらかしになっておることを言うとするのよ。無縁じゃないのよ。皆様のご先祖様が入っておるけども、何らかの理由でご家族が遠くへ行ってしまったとか、放ったらかし、放ったらかしという言い方は悪いですけども、それはお寺と相談して、町のほうも早うからやっとするはずですよ。

また、それとは別に無縁墓地というのは、ご家族がいない方の墓地をいうね。その方の名前はわかるけれども、ご家族の所存は知れないですと、そういうのを無縁墓地というんです。今あるのは無縁墓地やないのや。ちゃんとご先祖様、子孫がおるんやけども、言い方は悪いけども、何らかの理由でお手入れに来られてないということなんですわ。それは随分前から調べて、過去にそこはきれいにして、空いておる墓地が何十つあるやないですか。それを言わないかんと思うんです、議長。よく注意してください。

瀧本攻議長

おっしゃることは、よくわかりましたんで、繰り返しになりますけども、副議長がおりますんで、私とよく相談してですね、今の環境管理課長と、今の篤布議員の意向ですね、伝えたいと思って、とりあえず28年度から実施するということでありますので。

12番 東篤布議員

前にもやっとするんです。

瀧本攻議長

そうですか、それも含めてしますんで、よろしく願いいたします。

東清剛議員。

13番 東清剛議員

今、同僚議員が質疑されたんで、区画と、昨日ちょっと聞き漏らしたもんですから、こ

れ確認しようと思ったんですけど、それでこれ墓地条例、町内で町営の墓地といわれると、ここだけしかございませんね。それで、以前からも墓地の拡張なりという要望も出ていたと思うんですけども、実態、今、使用されてない部分と、それで、多分新しく造成した部分は、多分使用者がね、あると思うんですけども、昔から持っている方で、今、随分空いている墓地があると思うんですけども、そのへんの実態をわかっておればお示してください。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。

今現在ですね、いわゆるAタイプということで、間口1.6m、奥行き1.2mのタイプが7区画、Bタイプと申しますして、間口0.8m、奥行き1.2mのタイプが13区画、今現在、余っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

東清剛議員。

13番 東清剛議員

これはあれですか、Aタイプ、Bタイプと言われるのは、新しくつくられたところの格好で、昔からのやつも全部このような格好になっている。それで、今回出たのが、多少変形しているから、それに10%以上だったら幾らという料金の増減という格好での提案だと思うんですけども、全部、今まで既設のやつはAタイプ、Bタイプに分けているということですか。ちょっとその辺をお答えください。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。

紀北町ですね、墓地使用条例に基づきまして、お答えさせていただいております、基本的にですね、別表にも示されておりますけども、Aタイプ、Bタイプということになっております。

以上です。

瀧本攻議長

東清剛議員。

13番 東清剛議員

よくわかりました。

それで、先ほどの無縁仏の件なんですけども、これ墓石簿がたぶん整ってないように思うんですけども、その辺も含めて、今年度、調査されるということですよ。じゃないと、無縁仏というのと、ただ、あれですよ、先ほど同僚議員が言われたように、墓参りに来る人がいないというのと無縁仏と違うんでしてね、それね。その辺のことをしっかり踏まえて、今年度、調査されるんでしたらやってください。いかがですか。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。

来年度ですね、事業といたしまして、官報に載せることとですね、看板に載せていただきたいということを予定しております。

直ぐ早急にですね、判断するのではなくて、皆さんのですね、ご意見とか、その他いろいろ調査しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

12番 東篤布君。

12番 東篤布議員

この条例を変えるんやったら、課長な、ちょっと質問するけども、墓石が、墓標があるやろ、これに木が倒れてきたら、これ誰の責任で片づけるの。ええかい、境界があるわな、町の墓地の境界、これはよその土地、山とする。この木が倒れてきたら、いや過去にあったんや、海野で。それは、町がちゃんとして、山主さんとも話をして、ちゃんとして片づけたということがあるんやけども、この条例を考えるんやったら、今の実際の長島町営墓地というのは、あそこしかないんやけども、この前から隣の立木が繁ってきて、葉っぱが落ちるし、枝が落ちるし、雨露が落ちるしという苦情は聞いておると思うんやけども、面倒くさいもんで、俺が行って切ったたんやけどもな、そういうこともちゃんと管理したらなあかんで、そこを踏まえておるん。

この条例を変えるんやったら、そこらもきちっとせないかん。質問やで、お答えになってください。そういう現状があるかどうかということを把握しとるのかということと、そ

ういう事態に陥った時には、過去にも事例があるんであるから、今後もしっかりと管理させてもらうということをね、させていただきますという返答をいただきたい。でなかったら、条例をいじっても意味ない。

瀧本攻議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

お答えいたします。

木のですね、例えば繁ったとかですね、そういったお話は以前お聞きしたことがあります。その都度ですね、お話し合いしたりとかですね、刈っていただいたりとか、そういったことも十分承知しております。町といたしましては、適正なですね、墓地管理、維持管理ができるよう、精一杯努力しますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

瀧本攻議長

よろしいですか。

篤布議員から議事進行で、宿題もらいましたんで、私、副議長と一緒に、たたき台をもらってですね、出したいと。そういうことで、ほかに質疑される方ございませんか。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

あのさ、今回の今、条例そのものの全体の質疑に変わっとるけど、先ほどの議事進行でもそうですわ、質問に対する的確な、やっぱり答弁を求めることは1つっておきます。それで、今回はこの条例は、6条のただし書きの追加の審議でしょう。ほかの条例全般するんやったら、この墓地条例の全般も出して、審議せないかんのと違う。今、みんな言うとるのは、全体にしとるんやったら、このただし書きの、6条のただし書きだけに、審議するんやったらええけど、全体にしとるんやったら、全体の条例を出してもろて審議せなあかんようになってくるよ。

そこは議長のあれでどうですか。これは課長が答弁することじゃないから、議事進行でもええけどね。その整理だけはきちんと、ちょっとやっていただきたいと。

瀧本攻議長

それは質問ですか、私に対する。

8番 入江康仁議員

どっちでもええ。

瀧本攻議長

私。

8 番 入江康仁議員

だから、質問じゃなかったら議事進行でも、それについてね。

瀧本攻議長

関係すると思われるんで、そのように取り計らいたいと思います。

8 番 入江康仁議員

これは今回は、議長、6条だけでしょう。6条のただし書きに対しての審議でしょう。

全体じゃないと思うんで、そのところはよろしく。

瀧本攻議長

ありがとうございます。そのように取り計らいます。

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

瀧本攻議長

日程第15 議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

瀧本攻議長

次に、日程第16 議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

瀧本攻議長

次に、日程第17 議案第19号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これの提案理由の中で、志子小学校の体育館を、紀北町体育館として活用するということなんですけども、これにつきましては、地域への開放とか、いろいろあると思うんです。また、体育館なんかでもスポーツクラブで使っている方、たいへん場所とりに苦勞されておられると思うんですけど、この志子小学校、町体育館になったあと、どのような活用方法を考えておられるのか、具体的に答弁を求めます。今わかっていることを。

瀧本攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

お答えさせていただきます。

志子小学校の体育館につきましては、現在、地域の方々がですね、3つの団体の方々が、

週に4日使用していただいています。それは、ソフトバレーの方と、それから、ソーラン踊りの方々でございます。その方々の使用を、そのまま継続するというのが、まず第一でございます。そのほかにもですね、その体育館につきましては、災害時の避難場所等とも指定されておりますので、そういう活用も継続してできるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今まで使っていた3団体を優先的に、使っていくということなんですけども、これ町体育館になった場合、前は学校管理だったと思うんですけども、町体育館となった場合には、鍵の受け渡しとか、いろいろな問題も出てくると思うんですけど、その点については、あんまり鍵をね、役場へ取りに来てというと、使い勝手が悪い状況も出てくると思うんですけど、その点はどのように考えておられるのか。

瀧本攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

ご質問のとおりですね、今までは学校のほうで貸し借りをしていただいておりますが、今回、町の生涯学習課の施設としてすることによって、役場で、生涯学習課のほうで管理させていただくようになります。

基本的には、役場のほうで貸し借りということになりますが、少し距離もありますので、その辺りは、これからその使用者の方の利便等も含めまして、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

瀧本攻議長

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

せっかくね、利用される方の不便を感じないように、ただ、鍵の保管なんかはね、安全性の問題もありますので、その点は十分その利用される方たちと話して、今後、考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。答弁はもういいです。

瀧本攻議長

答弁いいですか。

14番 平野隆久議員

はい。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

瀧本攻議長

次に、日程第18 議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第19

瀧本攻議長

日程第19 議案第21号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第20

瀧本攻議長

次に、日程第20 議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本件については、最初に6ページの繰越明許費から歳入の21ページまで質疑を行います。それから、2番目に、歳出については、22ページの議会費から39ページの商工費までを行います。3番目に、40ページの土木費から64ページの給与費明細書までを分割して質疑を行います。

それでは、6ページの繰越明許費から、21ページまでの歳入全体についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終了します。

次に、歳出22ページからの議会費から、39ページの商工費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、40ページの土木費から、64ページの給与費明細書までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、土木費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで、議案第22号についての質疑を終了します。

日程第21

瀧本攻議長

日程第21 議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第22

瀧本攻議長

日程第22 議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第23

瀧本攻議長

次に、日程第23 議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第24

瀧本攻議長

次に、日程第24 議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

4番 樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

昨日、課長のほうからご説明いただきました内容でございますが、資料の1ページの中にですね、科目としましては、水道事業収益がありまして、補正予定額のほうが、1億4,192万4,000円増加になっておりますが、聞き漏らしたのかわからんのですけども、これなぜ増えたかをですね、再度ちょっとご説明をいただきたいと思います。よろしく願います。

瀧本攻議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

ただいまのご質問ですが、水道事業収益の中でですね、予算書の20ページをお願いいたします。昨日、ご説明させていただきましたが、特別利益というのがございまして、これは退職給付引当金戻入益というのがございまして、こういった部分がですね、今まで引当金ということで、26年度から始まっておったんですけど、これが一般会計のほうで見えてい

ただけるということで、引当金を戻したわけなんです。事業収益の中に戻したという関係で、こういった増額に、補正増になっておるわけなんです、以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君、どうぞ。

4 番 樋口泰生議員

内容に関してですね、もう少しだけ、以前は水道課の予算の中でやって、これを戻入していたというのを、一般会計のほうで払っていただけることになったんで、戻ってきたと。払ったのを戻ってきたというふうに捉えてよろしいんですかね。もう少しだけ、その人数分とかですね、そういった詳細について、よかったらご説明いただきたいんですが。

瀧本攻議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

ただいまのご質問にお答えします。

退職給付引当金というのはですね、平成25年度までは一般会計の中で処理をされておったんです。水道課職員がその当時おる職員がですね、勤務年数等に応じて負担をしておって、一般会計を通じて、旧退職手当組合のほうに負担をしております、それがこの制度改革によりまして、一度、一般会計でみて通しておったのを、水道会計だけで、制度改革でやれというような指示がありまして、この辺を手当、退職給付組合等とのいろいろ調整もいたしまして、水道課職員、26年3月にいた水道課職員の構成で、この引当金という額をですね、出してございましたんで、26年度から改めて水道事業予算の中で、引当金というのを制度改革によりまして、つくったわけなんですけど、ところが、その後ですね、総務省からのこういった制度改革に伴う、質疑・応答集の中で、一般会計のほうで、これまでですね、負担、我々が払った分と、それから、追加等で費用が発生した場合は、一般会計でずっと見ておりましたので、そういった場合は、わざわざこの水道会計で積む必要がないというような回答もありましたので、一度、26年度に積んだんですけど、それはもう必要がなくなったので、戻したという形なんです。

瀧本攻議長

課長、先ほど人数のことも質問されとったんで。

久保健作水道課長

当時、11名分の負担を、引当金の計算をして積んでおりました。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4 番 樋口泰生議員

私がですね、この質問をしとる内容なんですけど、何かと言いますとですね、今おっしゃったことが、27年度に明らかになって、この処理をされたということで、よろしいのかね。というのは、もっと何を聞きたいかということ、補正予定額の中というよりも、当初予算の中で、平成26年度時点で、これがわかっておれば、得られるであろう利益は、4億3,000万円ぐらいの予算を設定しているはずなんですよね。

それが、27年度期間中に、9月とか、10月に、そういう話になったのであれば、いわゆる補正が当たり前の話だと思うんですが、26年度分、それが以前は一般会計で処理しておったのが、水道事業会計のほうに入ってきたと。その結論が出たのが、いつ頃なのか。です。ので、予期しない利益が出たと、そういうふうに確認していいのか。それに対して答弁をお願いしたいと思います。

瀧本攻議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

ご指摘のとおりですね、26年度の当初予算を編成するにあたりまして、公認会計士等にですね、入っていただいて、この辺のところを全般にですね、制度改正に伴う正しい適正な処理ということでやって、当初は進んでおったんですけど、これはご指摘のとおり途中からですね、27年度に、この3月においてですね、なぜそういった形になるかといわれますと、ちょっとこの辺はですね、まだ当時よくわからない状態でして、その辺が27年度に入りまして、判明いたしましたんで、本来もう少し早くわかっておったんですが、これは3月の補正で、決算前の補正でですね、処理をさせていただければと思ひまして、この3月までですね、ちょっと上程を、補正をしておらなかったというので、今、ご指摘いただいております部分はですね、ちょっと水道課としても、調査不足と申しますか、勉強不足のところがございまして、そういったところでございます。

瀧本攻議長

よろしいですか、ほかにございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

それでは、これで質疑を終わります。

日程第25

瀧本攻議長

次に、日程第25 議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

本件については、最初に、8ページの債務負担行為から、39ページまでの歳入についての質疑を行い、それから、歳出については、40ページの議会費から68ページの民生費まで。それから、69ページの衛生費から、97ページの土木費まで。それから、98ページの消防費から133ページの給与費明細書までを分割して質疑します。

それでは、8ページの債務負担行為から、39ページまでの歳入についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

24ページのですね、移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金なんですけど、この空き家リノベーションという言葉ですね、これ新しい言葉だと思うんですけど、どういう事業なのか、ご説明をお願いします。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

この空き家リノベーション事業でございますが、まず三重県のほうで、移住促進のための空き家リノベーション支援事業というのがつくられてございます。今回、紀北町のほうでも、これを受けてですね、町民の皆様のご自宅等をですね、お貸しする場合の改修工事にかかる費用の一部を負担するというものでございます。

内容につきましては、三重県に移住をされる方が、基本的には対象となります。金額につきましては、工事費の3分の1、最大100万円までが限度ということでございまして、外溝工事費、簡単に取り外しのできるようなものは除きますが、それ以外の住宅等の改修

につきまして、補助をするというようなものでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

この場合の空き家という定義は、どういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

住んでいないという意味合いでございます。現に住宅として使用していないということ
でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

持ち主があっても、そこに住んでいない家を対象という意味なのか。その持ち主も、住
んでおる人もいない、放置されておるような空き家なのか、その辺は両方なんか、どちら
なんですか。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

私どもの今回あげさせていただいた補助の対象につきましては、空き家バンクが対象と
させていただいておりますので、所有者のわからない方は対象外になるというふうに考え
てございます。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

2点お伺いいたします。

12ページのですね、町税が3,419万6,000円減額になっております。人口が減ったという

全協でのお話があったんですけども、具体的にこの１年間で、どれぐらいの減なのか。そして、またこの他にも理由があるのか、伺いたいします。

そして、もう１点は15ページの地方消費税交付金なんですけれども、消費税が５％のときは１％が地方へ来るということで、今回、８％に、昨年上がりまして、全体として1.7％になったということで、１億3,000万円増えたというお話をいただきました。消費税は上げるけれども、それは社会保障費に全て使うというのが、政府のお話でした。町民も上がって困っているわけなんですけれども、この紀北町で１億3,000万円ですか、増えて、それが全て社会保障費に充てられている、一覧表はいただきましたが、本当に実質的に、高齢化社会になって増える部分、また、新規の分に使われているのが全てではないと思いますので、一般財源でやっていたところを、この消費税に変えたところもあると思うんですが、実際に増えたのは何％ぐらい、新規に社会保障費として充てられたところは、全体の何％ぐらいなのか、伺いたいします。

瀧本攻議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

個人住民税の今回の予算の状況でございますが、まず昭和24年生まれの団塊世代以降の納税者が、ここ５年で591人減少しています。納税者の減少が予算減額の１つの大きな要因となっております。これらの要因により納税者数を、前年対比1.5％、111人の減少、所得金額を3.5％の減少、５億4,220万円の減少と見込んでおります。

特に個人住民税の主要な所得構成区分である給与所得者の減少を、81人と見込んで算出いたしました。また、その後、滞納繰越分のほうについても減額となっております。そこについては滞納繰越が進んだということで、減額となっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

よろしいですか。

消費税のことですか。

７番 近澤チヅル議員

はい。

瀧本攻議長

消費税のこと、お答えください。消費税はこちら。

はい、どうぞ。

井谷哲財政課長

地方消費税につきましては、5%から8%になって、地方消費税が、1%が1.7%になりました。これにつきましては、県のほうから2分の1の交付されるということでございます。

それで、その社会保障に充てるということなんですけども、それは0.7分だけを、上がった分だけを充てるということでございます。その分につきましては、社会保障の施策に要する経費ということで、これは社会保障の4経費も含まれておりますので、それにつきましては、社会福祉、それから社会保険、保健衛生というのがあります。その部分へ充てるということになっておりまして、社会福祉につきましては、生計の困難な者や、心身に障がいのある者に対しての必要な援助を行うという、国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめることということで、中には生活保護とか、児童福祉、それから母子福祉、それから高齢者福祉、障がい者福祉というのがございます。

それで、社会保険につきましては、法令に基づくことで、国民健康保険とか、それから介護保険、年金。それで、保健衛生につきましては、その医療に係る施策で、感染症その他疾病にかかる予防対策とか、健康増進対策ということで、なっております、それで、紀北町につきましては、1億3,361万円が、0.7分、増額になった分でございます。

消費税自体が2億9,800万円で、だいたいその44%ぐらいですか、1億3,000万円ということですね、それで、充てている社会福祉費につきましては、平成26年度、平成27年度継続と、あと平成28年度新規というのに充当しております。

それで、新規につきましては、社会福祉で児童保育事業の中の保育料の無料化について、これが6,000万円、それから、きほく子育て応援事業、これは第3子以降児童・生徒の給食費無料化についてのほうで、学校入学用品の支給、そういうのも充てております。

それから、幼稚園管理運営事業の中でも、これも第2子保育料の軽減に係る対策、範囲拡大及び第3子以降の園児、保育料の無料化に係る一般財源の分に充てております。

あともう1つ、保健衛生につきましては、健康づくり推進事業に、これ266万円を充てています。

あとの社会福祉協議会とか、それで、障がい者事業とかというのは、その拡大した部分とか、そういうので充てておりますので、以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7 番 近澤チヅル議員

町税のほうですね、今、課長から口頭で説明をいただいたんですけども、ぜひ資料ですね、いただけないかと思います。なかなか口頭で、現実的な部分が、わからない部分があるので、24年生まれの方が、65歳以上になっていて、私まさにそうなんですけども、高齢化ということは、町税の収入にも、こういう影響を与えるんだなということが、よくわかりましたので、ぜひ細かい資料の提出をお願いできませんかというのと。

それと消費税のことなんですけども、新規の部分ですね、何%ぐらいが、拡充に充てられたのか。この1億3,000万円の方ですね。一応、数字は、一覧表はいただいているんですけども、大雑把なところが、国のほうでもですね、拡充部分に充てられる部分は、ごくわずかだったので、紀北町ではどうなのかなというところをお伺いいたします。

瀧本攻議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

資料のほうについては、また、あとで提出させていただきます。以上でございます。

瀧本攻議長

委員会までに出したってください。付託委員会に。

中村吉伸税務課長

委員会のほうに、わかりました。

瀧本攻議長

委員会までに、それでよろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

井谷哲財政課長

新規分につきまして、先ほど申し上げた部分でございますが、一応13%ぐらいでございます。以上です。

瀧本攻議長

いいですか。

7 番 近澤チヅル議員

はい。

瀧本攻議長

ほかにございせんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

それでは、ここで10時45分まで休憩いたします。

(午前 10時 30分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

瀧本攻議長

続いて、歳出については、40ページの議会費から68ページの民生費までとします。

質疑される方はありませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

48ページの一般訴訟費の関係で、8,645万7,000円が計上されております。今まではなんか水道のほうの関係で出ておったようには思うんですが、この金額の算定基礎みたいなやつは、どういうことなのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

瀧本攻議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

一応、総務であげていただいておりますが、水道課の分の訴訟費でございますので、算定基礎と申しますのは、27年度の、平成26年11月28日に、第2審の判決が、名古屋高裁の判決がございまして、その時の額がですね、賠償金3,908万8,000円と遅延利息ですね、平成7年5月31日から、今年度の場合はまだ最高裁の動きがございませんので、平成29年3

月31日いっぱいをもってですね、28年度分の日数で、年5%の利率を計算しております。

それによりまして、賠償額の3,908万8,000円と、遅延損害金としまして4,207万9,000円と、それから、賠償額3,908万8,000円を合わせまして。

瀧本攻議長

ちょっと答弁して違つとったら、また。答弁。

久保健作水道課長

すいません。もう一度、報告いたします。

賠償金3,908万8,000円と、遅延損害金4,270万8,202円を合計いたしますと、8,179万6,702円という予算を置いております。

以上です。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

先ほどこっちと言いましたが、この一般訴訟費というのは、総務課所管のような格好で出されておられますが、この説明の、当初の説明の中では、やっぱり水道課になっているということで、この1年半ぐらいの間に、こういう格好になったという、この金額になったということによろしいんですか。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

予算の組み方といいますか、そこの説明をさせていただきます。

総務費の中に、一般訴訟費というのがございますが、それぞれの裁判によりましてですね、その一般訴訟費の担当しております課のほうで積算をして、いずれの裁判のことに関しましても、一般訴訟費ということで、従来どおりこの目のところへ計上することになっております。

以上です。

瀧本攻議長

よろしいですか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

この予算はですね、今年度というか、ここへ計上してある限りは、執行せんなんということで、出されておられるんでしょうね。そこら辺の感覚はどうなんですか。裁判のことやもんで、ちょっとわかりにくいと思うんですが、わからなかったら、わからなかったでいいですけども。

瀧本攻議長

誰が答えられますか。

久保水道課長。

久保健作水道課長

今、現在ですね、平成27年3月26日に、原告、被告の上告がですね、最高裁に書類関係が届いたという通知がございまして、この賠償額以外はですね、平成27年度に予算化したものを、そのまま想定いたしまして、予算は置いております。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今のちょっと関連なんですけどね、これは当然、一般訴訟費で、これ大きな金額あげてあるんだけど、これに関連して、以前はこのちょっと先に進んでしまうんですが、ここで対象するために、議案第31号 平成28年度の水道事業会計予算の中にですね、水道水源保護審議会旅費とか、37万1,000円計上しとんさな。それと、審議会の報酬22万円、このこれも訴訟に関することは、別にあげとるわけや、これ。なんで、分離しとんの、一般訴訟費の中の同じもんじゃないですか、これ。ちがうの。

瀧本攻議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

一般訴訟費とですね、水道水源の審議会の予算は、別物でございまして、そのように計上しております。

瀧本攻議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

私は何故こだわるかというね、以前からこの訴訟に関してはね、これ水道は特別会計ほうになるんで、当然、訴訟に関しては総務課が一括して、請け負うものだ。やはり条例とかあんなのは、皆、総務課なんですよ、はっきり言って、そうでしょう。

どこの市町村へ行っても、訴訟に関しては総務課なんですよ、これ主に。訴えられた課に関連する課と、それで、訴訟に関しては総務課が一般的にやるのが、これは通常ですね。行政の中でやっている資格と思うんで、紀北町は紀伊長島の時からそうだったんだけど、この水道水源保護条例に関することは、ずっと水道課で担当してきた。

そんならこの水道水源保護審議会の旅費とかいうのは、何のためのあれになってくるかということもなってくるんだけど、これは関連しているかなと思うんで、議長、ちょっと31号もちょっと使わせていただいたんだけど、この一般訴訟費となぜ分離してたかということは、これ大きな問題になると思うんですわ、あげ方は。当然、そこで、私は前々で言っておったのは、やっぱり訴訟に関することは、一環して総務課がすることだよということ、指摘してきておるもんでね、それでまたこれは、それでこれ今ここで当然そうだと思います。

しかし、今までの経緯からいったら、反対の答弁を皆いただいていたから、私は今、関連してちょっと質問させていただいております。よろしく答弁。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

積算の中身については、私、先ほど水道課長が答えていただきましたんですが、予算を計上する時の担当ということで、訴訟に関しては総務課のほうでというお考えというのは、今お聞きしたとおりなんです、これまでも環境の訴訟であれば環境課が、そして、学校の訴訟であれば学校がということで、やっぱりその担当課が一番詳しくわかっているということがございますんで、この一般訴訟費という目の中で、それぞれにこう担当してあげてもらっていると。

ただ、裁判の対応につきましては、議員ご指摘のとおりですね、総務課が一手に引き受けて全部ということではないんですが、当然、一緒のように対応させてもらうということになります。ただ、予算としては、そういうような一番把握している課が積算して、見積もってあげさせてもらっているということです。

それから、先ほどの水道会計のほうのね、審議会の旅費とかというのは、審議会のあく

までも水道水源のほうの、そういうあれが出てきた時に、審議するための予算でして、それは確実にもう一般会計じゃなしに、水道課が諮問する機関ですので、水道会計のほうで計上させてもらおうと。

それで、これは訴訟のことになりますと、一般訴訟費ということで、これらの対応、目としては総務費の中の一般訴訟費で対応するということなんで、そこら辺はちょっと混同せんようにお願いしたいと思います。

以上です。

瀧本攻議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それじゃあ確認といたしまして、私はそれを言うのはね、一般会計とその水道事業会計とは別問題やと思とるもんで、その中での内訳をやっとる。

しかし、今、訴訟に関することは、今まで訴訟費用もあげてなかった、水道課のほうで。審議会のあれ。そういうことの会計は別やもんで、一般会計と水道事業の会計とは別やもんで、その中のね、流用というんか、目的によってコロコロ変えられるもんかどうかということも、疑問に思ったもんで。

わかるんやんな、当然、課長の言うたことはわかりますけど、そのとこだけ確認しておきます。今、課長が答弁した理解でよろしいですね。答弁いただいたことで。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

その通りでございまして、訴訟に関することは、いろんな一般訴訟費の中で、旅費とかなんかを、毎回、訴訟に関するものは、ここへ計上してございます。で、審議会のものについては、水道課の水道事業会計のほうであげているということでございます。訴訟じゃなくて、審議会のことですね、はい。あくまでも審議会のことは、水道課の抱えているあれなんで、特別会計で計上させてもらいますが、訴訟のいろんな弁護士の報酬やとか、もろもろについては一般訴訟費のほうであげるということでございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

2点お伺いいたします。

46ページですね、高度情報化推進事業1,544万3,000円、マイナンバーに関する事業だと思うんです。詳しく説明をお願いいたします。

もう1点、47ページのふるさと納税推進事業ですけれども、歳入のほうで5,000万円ありまして、その寄附の事業などで、新しく今まで歳入が増えて、返礼金で大変な中で新しく取り組まれるための3,121万8,000円だと思いますが、詳しい説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

私のほうから高度情報化推進事業の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

1点がですね、機械等の保守等が入っております。

それと、マイナンバーのセットアップということで、642万8,000円ほど入っております。そのほか、ネットワーク回線使用料といいまして、役場の中等も含めた回線の使用料が670万円ほど、それと、社会保障・税番号制度ですんで、いわゆるマイナンバーの関係のシステム事業の負担金が211万円、そのほか各種団体等への会費等が含まれてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

ふるさと納税の3,121万8,000円の内容について、説明させていただきます。

まず賃金ですけれども、これは受付業務とか、そういう各業者の方へ送付する、観光協会のほうへ送付する、そういう送付するための賃金を、ここで183万7,000円をみております。それから、主なものだけ、役務費につきましては、通信運搬費、これは寄附受領書の証明とか、町パンフレットの送付、あとワンストップの特例申請とかいうのを送付する手数料で、通信費で51万7,000円をみております。

あと委託料につきましては、電算委託料で、これが54万円で、ふるさと納税の管理システムというのを、ここへちょっと管理システムというのを、いわゆる予定で、予算を組んでおります。管理システムというのは、ふるさとチョイス申込み一覧を集計したやつを、町から観光協会へ、業者の方へ発送するのに、発送から請求までの管理をここでしょうか

など思っております。

それから、事業委託料の中に2,719万9,000円がございますが、これは観光協会への委託、これは要するに特産品とか、そういう分を充てております。

それから、もう1つヤフー交付金支払いの関係で、ふるさとチョイスの委託とか、そういうのもここでみております。

それから、負担金補助及び交付金で、事業委託料で40万円で、これは去年とまた同じように、ふるさと納税南部まるごと発信事業というので負担金をあげております。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

企画課のほうから再度伺いいたします。

保守点検とか、補助金とか、いろいろあるんですけども、これは毎年、必要になる部分なのか。今年度だけ特に必要な部分か、特にマイナンバーについては、それは今回、新しい事業ですので、設備のために必要なのか。毎年、維持していくために必要なものは、どれなのか伺いいたします。

そして、ふるさと納税についてですけども、今も、今年も27年度ですが、たくさん応募がありまして、今一番、人気の牡蠣の発送もされておりますけれども、業者の方ですね、生ものを発送するので、相手が受け取ってくれるのかどうか、いるのかどうか、そこら辺も確かめて、大変苦勞されている現状があると聞いております。

今回のこの予算措置で、そういう業者の方の軽減が、減ることにつながるのかどうか、伺いいたします。その部分がどこの部分になるのか。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました中に、社会保障・税番号制度の中で、中間サーバーの部分がございまして、この中間サーバーはこれまでも整備をしておりました。28年度からはですね、維持管理的な事業がずっと続くわけなんですけども、これにつきましては、交付税算入をされます。全額交付税算入されます。それ以外に、マイナンバーの関係で約300万円ほど、

ここに計上がされてございます。その部分は平成28年度に、その端末機等のセットアップ、立ち上げとかですね、いろいろなネットワークの構成とかですね、そういうものに費用がかかってきますので、これについては単年度の部分というふうに考えていただいて結構かと思います。

それ以外に、セキュリティーを守るということで、デスクトップとかいろんなパソコンを、1つの例としてワイヤーで、机へつなぐということもございまして、これらも少量でございしますが、12万、13万、これらは単品、今年度だけということになろうかと思います。

それ以外の費用につきましては、職員が通常使っておりますインターネットとか、そういう部分の回線の使用料等でございますので、それはパソコンがある限り続く費用ということで、ご理解いただきたいと思います。

瀧本攻議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

業者の方がいろいろな品物を送付するということで、それにつきましては、冷凍物とかという、そういうのを日にちとかそういうのを設定しておりますので、それで、あとそれを選んでもらて、送っている形でしております。

それで、先ほどいいました、ふるさと納税管理システムというのがございまして、これによっていろんな名簿とか、そういうのを瞬時にその業者の方の部分を、すぐに業者の方が送る品物分の、寄附者の方の名簿をすぐ送れるということになりますので、それでスムーズな送付ができるのではないかと考えております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

ふるさと納税のことについて、最後に。先ほども私言わせていただいたんですけども、一番人気のですね、渡利牡蠣なんですけども、2月がシーズンで、自分たちの商売よりも、商売の得意さんも断ることがあっても、ふるさと納税で受けた部分は頑張って発送されるわけですね。

そして、牡蠣は生ものなんですよ。それで、その業者の方が、直接その名簿をいただいても、1件ずつですね、ふるさと納税に応募いただきまして、ありがとうございます。何月何日に送りたいと思いますが、在宅ですか、そういうことまで1件ずつ、やられてい

る状態があるわけですね。

だから、今回のこの予算の中には、そういうことも観光課とか、嘱託職員の費用とかありますので、そういうことに関する予算が、どれに当たるのか、入っているのか、まだそこまで把握されていないのかどうか、お伺いいたします。

瀧本攻議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

ふるさと納税推進要綱というのがございまして、特産品を申し込まれた時に、そういう要綱というので、うちのほうの要綱がございまして、その中で、品物を送る時は、向こう側の寄附者の方と確認をして送ってくださいよというのが示してあります。それで、そういうことで、もし送っても、相手が不在の場合は、そういう品物が冷凍のものが腐ったりする場合がございますので、いったん確認してもらおうという、これは業者の方の費用でしてもらおうということで、それを要綱で定めておりますので、以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

58ページ、紀北広域運営事業5億409万8,000円ですけれども、このうち、ゆめ向井工房の分で、9,610万9,000円ということでお聞きしているんですけど、この9,600万円については、内容を詳しくちょっと説明してもらいたいのと。これは広域ですので、分担割合が出ていると思うんですけど、分担割合はどの程度なのか。

あと地方債で8,910万円出ているんですけど、これは地方債は、合併特例債でよろしいんですか。

あともう1点、今後、紀北作業所、ゆめ向井工房、今度、瑠璃ヶ浜ということもあると思うんですけど、瑠璃ヶ浜についての今後の予定というのが出ていたら、答弁を求めます。以上です。

瀧本攻議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。

今回の、ゆめ向井工場の増改修工事の負担なんですけども、負担割合は2分の1でございます。総事業費が1億9,221万7,000円、その2分の1で、9,610万9,000円でございます、紀北町分が。その内訳なんですけども、手数料として、検査手数料として40万円、委託料として設計管理の委託料等で、695万2,000円と、それから施設管理が13万円、それから工事請負費が1億8,073万5,000円、備品購入費で400万円でございます。

それから、工事の内訳なんですけども、これまでよりも増加する部分が288.8㎡増加いたします。新しく増設する部分でございます。

それから、その部分が内訳として、作業室、個別作業室、それから医務室などがございます。

それから、既設棟の改修部分なんですけども、それが、231.31㎡でございます。

それから、合併特例債でございます。この起債は合併特例債です。

それから、紀北作業所は27年度に増改修が終わりまして、10名定員が増えました。

それから、この、ゆめ向井が完成いたしましたから、10名定員が増えてですね、現在の20名から30名になります。

それから、瑠璃ヶ浜についてはですね、施設整備計画はありますけども、今後の状況を見て再度検討していくということになっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今、予算の内容については、もし資料がもらえたら、あとで結構ですんで、もらいたいと、議長、お願いいたします。

それと特例債、合併特例債ということですね、2分の1で、あと今後、紀北作業所、ゆめ向井工場、瑠璃ヶ浜についても、今現状、なかなか借りて、狭いところでやっておるということですので、できるだけ早くしていただきたいと思いますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、それについての資料をもらえるかというのと、瑠璃ヶ浜の件を早急にということとで、答弁を求めます。

瀧本攻議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ゆめ向井工房につきましてはですね、紀北広域連合のほうで、紀北広域連合議会の議員さんを対象に、2月9日に全員協議会を行っております。その資料は用意させていただきたいと思っております。

それから、あとの施設整備計画なんですけども、広域連合が策定いたしました施設整備計画を用意したいと思いますので、よろしくお願いします。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

47ページの地域おこし協力隊受け入れ事業について、質問いたします。

800万円の予算があがっているんですけれども、説明では募集経費が200万円、その他の経費が600万円ということで、800万円になっておりますが、この募集経費200万円のどういう募集方法をするのかという、その内容と。あとこの地域おこし協力隊員の内容について、空き家バンクとふるさと納税に係る内容ということをお聞きしているんですが、もう少しわかっていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

まず地域おこし協力隊についてでございますが、一定期間、1年から3年というふうにいわれておりますけども、一定期間、地域に居住していただきまして、地域のブランドとか地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、そのほか農林水産業への従事、住民の生活支援など地域の協力活動を行っていただく方々でございます。

概ねですね、先ほどいいましたように、1年から3年となっておるわけなんですけども、この方々、紀北町へ住民票を移していただきまして、こちらのほうでいろんな作業にあたっていただきたいという中で、平成28年度はですね、移住を含めた空き家バンクの対策にお一人、もう1つはふるさと納税の関係でお一人を、紀北町にお招きして協力をいただきたいということで、現在、進めてございます。

募集の方法なんですけども、聞くとところによりますと、ある会社に委託をいたしまして、募集をする方法もございます。そのほか地域おこし協力隊の募集説明会というものもございます。

ますし、東京にあります、ふるさと回帰センター、地域仕掛け人市場等に出向きまして、募集をさせていただきたいというふうに考えてございます。

募集の費用は200万円までが交付税で算入されるということでございますので、200万円を計上させていただいてございます。そのほか、お越しいただく協力隊員につきましては、報償費として1人あたり400万円限度ですけれども、400万円までは特別交付税により措置されるということを聞いておりますので、費用の800万円につきましては、全額交付税で算入される予定ということで進めさせていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

1年から3年ということですが、これは1年ずつの更新になるのかということと。それと、空き家バンク、ふるさと納税に係る内容ということですが、この方たちが後々企業をおこしたり、この方たちの移住促進とか、そういうことも含めて、募集をされているのかということと。この募集経費200万円が、もし余った場合は、ほかの要する経費に回せるのか、また、これは経費として別にあがっているのかということ、ちょっとお聞きいたします。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

まず最後のご質問の募集の200万円、余った場合にほかに回せるかという質問でございますが、これは回せません。募集は募集、報償費は報償費ということになろうかと思えます。

ほかに、この3年のあれなんですけれども、うちのほうで委嘱をいたしますので、3年なら3年と、2年なら2年ということで、しなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

この地域おこし協力隊の方というのは、やっぱり私たち地域の住民にはわからない面を引き出してくれる、見つけてくれるという、そういう点も本当にいい企画ではあると思いますが、後々この、その場3年限りということではなくって、やはり後々この地域が活性し、また企業をおこし、また雇用も増えてくるという、そういう将来の面も考えた、そういう地域おこし協力隊の受け入れ事業として、推進をお願いしていただきたいと思いますので、長い目で見た、そういう考えで、ぜひ事業をお願いしたいと思います。

この人選っていいですか、これは最終的にはどなたが行うんですか、最後に質問させていただきます。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

まず地域おこし協力隊でございますけども、最終的にはですね、目標としては地域に定着、定住をしていただきたいというのが、項目に入っております。それも含めまして、最終年次、または任期終了の翌年に、新しく事業を起こそうとする協力隊に対しましては、1人あたり100万円を上限として、支給をさせていただくということになってございます。

それと、最後の人選でございますが、これは町のほうで決めるということでございますので、最終的には町長に決裁を仰いで、決定するというところになるかと思います。よそでは面接等も実施いたしまして、その中から選抜をしているということもお聞きしてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかにございませんか。

3番 奥村仁君。

3番 奥村仁議員

ページ数で66ページの3款、3項、1目の児童福祉総務費の中の放課後児童クラブ対策事業のことでお聞きいたします。これに関しては、昨年の当初1,278万6,000円の予算だったんですけども、276万6,000円増加しています。これに関しては、どのようなことが原因というか、人数が増えるとか、詳細、課別説明書の中には載っておるんですけども、詳細どこの部分がどういうふうな形で増えてきているのかというところを、お聞きしたいと思います。お願いします。

瀧本攻議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。

まず増えた要因なんですけども、一人親家庭の利用料の補助金、これが27年度補正でお願いした分なんですけども、それが今回は当初であげさせていただいた、それが28万8,000円あります。

それから、もう1点なんですけども、これも27年度から始まった制度なんですけど、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金、この部分が307万8,000円増えてきました。この事業なんですけども、事業所のほうが行う意向はあるんですけども、ただ平日につき6時半以降も開園しているということ。

それから、もう1つ年間250日、これはクリアしているんですけども、もう1点、平成25年度に比べて賃金が改善されていること。こういう条件がございます。ただ、国の補助制度として、こういう制度がございますので、担当としてですね、当初で組み入れさせていただきました。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

昨年の補正で出てきて、今回は最初から組んであるということなんですけども、この事業所なんですけども、事業をやっているとして、それに対して補助金を申請して、とっていくという形なんですけど、町内、こういう事業をやっていききたいというところの事業所というのは、現在のところ1箇所だけなんですか。

瀧本攻議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

現在、1箇所でございます。26年度に再度募集をかけました。そういった説明に来られたところも、応募したところも1者でございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

わかりました。26年度に募集をかけて、これは何年間に1回というような形での募集になっていくのかなというところで、もしそれが2団体、3団体と、もしあった時に、運営するのは別にやってもらって結構で、ただ補助金を出せるのは1箇所ですよとか、そういう形での運営、対策補助になるのか、それだけ確認します。

瀧本攻議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

今回の契約の更新なんですけど、契約というか、補助金の内容なんですけども、平成27年から3カ年ということで行っております。

それから、選考に関して、1者であっても選考いたしております。基準以上という条件で、はい。それで、選考なんですけども、教育長、それから障害保育の保育士さんですね、それから社会教育委員長、そういう方々に入っていて選考しております。

それから、こういうこの補助金なんですけども、できれば、そういう希望があればですね、複数参加していただいたら選考にはなるんですけども、現在のところ1者ということでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

東清剛君。

13番 東清剛議員

まず予算書の58ページの無料法律相談を、これもう両地区で月1回、行われていると聞いておりますけども、その辺りの利用状況等わかればお願いしたいのと。

先ほどのね、前者議員が言われた、48ページ、水道関係訴訟事業の中で、これちょっと先に確認していただきたいんですけど、私ちょっと500円と言いましたけども、これ判決の部分ですので、ちょっと誰か事務局、確認したってください。3,908万8,500円だと思うんですけども、8,000円で終わっているはずなんですけども、ちょっとその辺は大事な話ですから、金額のことは。ちょっと議長、早急にそれだけ調べて、じゃないと議事録訂正になってくる。ちょっとその中で質問がずっとありますんで、これ確認ですけども、私の持っているのが、8,500円という数字でもっていますから、ちょっとその辺は。

大きくないけども、大事な数字じゃないですか。そうでしょう。これね、これはちょうど去年の11月の何日やったんかな。26日に判決が、よくご存じの方が、ニヤニヤしてますけども、それで、1年2カ月、3カ月になってくるのかな。4カ月、それで仮執行宣言が付いたんで、皆さん相当、町民の皆さんも関心を持っていられることが、その後、何ら情報がなしで、今、進展しとるわけですよ。

その辺も含めて、今回、出たのが、何やった、賠償金。違うさ、だから損害金やなしに、何やった、賠償金やったか。賠償金として、8,179万7,000円という数字が出ましたんでね、これ確か今、私は判決で言われたように、8,500円まで必要な金額だというのは、それを根拠にたぶんこれは平成7年ぐらいからのやつを、金利として5%の部分でね、計算した金額ですので、大変重要な公金ですのでね、きっちりやってもらわんと、仮に500円たりとも、ちょっと誰か事務局、確認してくださいよ。

それで、その中でね、全体でいうと、8,600万円ですよ、これ、この関係は。48ページはね。8,645万7,000円ですから、あと残りがさ、400どれぐらいあるんか、460万円ぐらいあるわけですね、ほかの部分で。それについて、どのような根拠でね、出てきたのか、説明していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

無料法律相談について、お答えいたします。

26年度でございますが、年間で63件、相談件数がございました。27年度は1月末までの集計でございますが、約50件、相談がございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

先ほど申し上げました賠償金の件ですが、ちょっと報告誤りがございまして、3,908万8,500円の誤りでございます。正しくは、8,500円となっております。

それと、ほか以外のもので、費用なんですけど、これは平成27年度とほぼ同額でございまして、報償費、弁護士事務所のほうに支払う分ですが、これが129万6,000円。それから、旅費等ですね、職員や弁護士の分の旅費が145万4,000円、あと需用費が5万3,000円、役

務費が、弁護士の事務手数料とか、訴訟に係る意見書等があった場合にですね、さっき。それらをちょっと待って。

役務費が163万円、会議室等、出向いて使う場合等の費用で22万7,000円で、それらを合わせますと8,645万7,000円ということで、この8,179万7,000円という賠償金以外に必要なものが、そういったものになっております。

ただ、あくまでも今のところ動きもございませんし、もしあった場合ということで、賠償金とも弁護士先生とも相談をいたしまして、こういった形で置かせていただいておりますという状況でございます。

瀧本攻議長

ちょっと立って言ってください。

13番 東清剛議員

答弁漏れですんで、回数、今、金額の話はいいんですけども、回数どれぐらいで見込んでおるのかというのと。もう1つは今後の今の状況は動いてないんで、今後の見通しとか、弁護士の先生とどのように協議されているのかということをお願いしたいと思います。

瀧本攻議長

清剛議員、詳細のやつを出してもろて、配ってもろたらどうですか。そのほうがいい。

13番 東清剛議員

とりあえず今、質疑やってもいいですか。

瀧本攻議長

はい、それでは答弁してください。

久保水道課長。

久保健作水道課長

弁護士事務所によりまして、名古屋であるとか、東京であるとか、そういった関係もあって、回数的には皆ちょっと金額的には、バラバラなんですけど、口頭弁論が3回を想定しております。名古屋で打合せが3回、東京の打合せが3回、あくまでも想定の中でやっておりますので、そういった形で、今、予算措置をさせていただいております。以上です。

すいません。答弁漏れです。

今後の見通しとかというのは、今のところですね、まったくついておらないというのが、現実です。

以上です。

瀧本攻議長

東清剛君。

13番 東清剛議員

よくわかりまして、なかなか難しい問題ですのでね、それで、いずれにしても今は、今、口頭弁論と言われたけども、差し戻しがあつての話ですよ。最高裁、上告しとる状態ですから、まずこれは、どのような最高裁での判決が出るかによって違ってきます。それで、これはもう1年3カ月もね、ずっと、これは慌てて選挙が終わって、前任期の時に、仮執行宣言がつくんで、大変だということで、臨時議会を開いて賠償金をね、議決して用意したような状態ですのでね、大変な重いことで、これはやっぱりそれこそ合併の時から、いろいろな問題が、この訴訟に関してのね、引き継いでますんで、ぜひとも早いうちの解決が望まれるところですよ、ぜひとも御苦労ですけども、執行部のね、町長はじめいろいろと努力していただきたいと思います。

町長いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員もおっしゃったように、この問題はですね、やっぱり裁判にいつてますんで、裁判所次第というところもございます。今、まだ、今、課長も申し上げたように、まったくですね、読めない。弁護士とも相談させていただいておりますけど、読めないんで、一番最初の頃ね、1年ぐらいが目途じゃないかというお話もいただきましたが、これはあくまでも、もしものことがあった時の、すぐ動けるための予算でございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

瀧本攻議長

ちょっと時間が中途半端になりましたんでね、ここで、自席で、トイレ休憩っていうのかな、40分まで休憩します。

(午前 11時 32分)

瀧本攻議長

それでは、定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

瀧本攻議長

歳出、40ページから68ページの民生費までの質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、議会費から民生費までの質疑を終わります。

次に、69ページの衛生費から97ページの土木費までの質疑を許可いたします。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

80ページの林業振興費なんですが、1,552万1,000円、その中でですね、2つ質疑したいと思います。1つは、林道安全対策管理助成事業で300万円なんですけども、林道は町管理の林道と森林組合管理の林道とあると思うんですけど、この助成のやり方、助成先と、どのような事業をやるのか、決まっているのかどうかというのを1つ伺います。

それから、もう1つは、この予算書には載ってないんですけど、前回、サミット関連でですね、林業振興費で100万円ですか、ヒノキの机をつくるという話であげてあった予算が、補正予算でも説明がなかったんですが、そのサミット関連の予算が含まれておるかどうか。

以上、2項目お願いします。

瀧本攻議長

予算に載ってないのを質問することは、ちょっと。一般質問でやってもらうか。答えてもろて、できるんやったら。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

林業費の林業振興費、その中の林道安全対策管理助成事業でございます。この事業につきましては、町管理林道の管理ということではなくしてですね、森林組合おわせが管理する林道作業道等の修繕等に要する費用を、町が2分の1助成するという事業でございます。森林組合と協議した上ですね、今後、詳細な路線については、決定していくことになるかと思いますが、現在、私どもが聞いておるのが、6路線で聞いてございます。

町内ですね、森林組合の管理する林道で6路線を、現在、考えておるというふうに聞いております。

以上でございます。

それと、あとサミット関連のことがらにつきましてはですね、私どもも、国の事業でございます。そういった中でですね、尾鷲林政推進協議会、森林組合のほうでですね、交渉と申しますか、そういった動きはあろうかとは思いますが、なにせ国の事業でございますので、現在のところ詳細についてはですね、報告は受けてございません。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

サミット関連のやつは、それ以上お伺いしません。

林道の件なんですがね、いわゆる森林組合の管理の林道でですね、地元住民がその林業施業ではないんだけど、使いたいということで、利用しとる林道があつて、その林道が非常に荒れているんで、町のほうに申し入れをしたら、それは森林組合の管理だからということ言われたというようなこともありまして、そのようなですね、町民が利用するような林道を助成するというので、その6路線のうちにですね、町からそういう要望が出ておるのかどうか。町からの要望というのを、森林組合のほうに主張しておるのかどうかということについてお伺いします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

この事業につきましてはですね、林業振興費という予算の中ではございます。ただですね、大きな意味での路網の維持管理というふうに考えた中でですね、町が入手した情報等を基にですね、森林組合に対して、この路線についてはどうかというふうな協議は、今ま

でもさせていただいております。

そういった中でですね、議員ご指摘のですね、地元住民の方々から申し出のあった路線等についてもですね、森林組合と相談もさせていただいておりますし、また、今後ですね、予算御可決賜りましたあかつきにはですね、また改めて森林組合とも相談もさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

この件については、私の今回の一般質問のテーマにも、ちょっとあげてあるんですが、いわゆる町が森林組合に対して2分の1助成するのだから、そういう町民の声も拾ってですね、ぜひ町民の望むような林道整備がですね、できるように心がけていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。

確かに議員ご指摘のそういった考え方、そういったことも踏まえてですね、今後とも森林組合と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

69ページから97ページまでです。

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

ちょっとそれじゃあ、農林水産課、ちょっとお尋ねいたします。

予算書の79ページの有害鳥獣、それで見て、いやいや予算書は79ページですわ。これもちょうど79ページ、主な。どっちもちょうど重なっていますわ。

有害鳥獣駆除事業に関してですね、この中で焼却炉設置工事551万7,000円。そして、そうですね。そして、あの補助金ですね、紀北町猟友会の補助金の90万5,000円。焼却炉燃

料費等は79万6,000円かね。これに関してはですね、この焼却炉というのは、どっか計画して、場所は決まっておるんですか。それが1点ですね。

それと、もう1つは、この猟友会の補助金ですね、90万5,000円ではちょっと少ないんじゃないかという気もあるんですけど、それはどのような算定の上で、これを出したのか。教えていただきたいと思います。

それから、今度は84ページ水産業総務費の中の水産総合企画事業の旅費ですね、漁業管理研修会等、また長島地区産地協議会の18万3,000円、この旅費に関しては、どういう目的の旅費になるのか。そして、またこの産地協議会の負担金35万円、これに対してもどのような算定の中で出したのか、ちょっと少ないように思いますので。

それと、これも85ページでね、予算書の漁業振興対策事業、長浜の上架場整備の37万7,000円、長島漁協市場の上屋の修繕事業ですね、1,389万7,000円ですね、それともう1点は水産多面的機能発揮対策事業、この三野瀬活動組織とか銚子川環境保全会議、長島地区活動組織、白浦地区活動組織というのがあるんで、どういう組織でしているのか。

それで、これ以前からずっとあるのか、継続しとるのか、ちょっと教えていただきたい。

そして、次に水産物供給基盤機能保全事業委託業務2,212万3,000円、これはどのような委託業務なのか、教えていただきたいと思います。

そして、次に、商工観光課、1点、予算書の88ページ、中小企業指導育成事業、商工会が実施する小規模経営改善普及事業への補助金1,162万円ですね、これと。

それと物産振興事業費、これも88ページですね、予算書の。銚子川の水購入費96万9,000円。

それと、もう1点ですね、議長、これね、所管にかかることなんですけども、教民の。一般質問をやるのに、今日1時までですのでね、そのために、この答弁いただいてからちょっとしたいんで、質問させていただきます。

瀧本攻議長

よろしいですよ、どうぞやってください。

8番 入江康仁議員

それでは、環境管理課、予算書の73ページ、塵芥処理場の修繕費ですね、1億1,000万円、これは私、以前から一番大きなこれ、いつも1億2,000万円計上しておったんです。毎年。今年、何か1,000万円減額になっとるけど、これに対する破碎機の修繕のあれですね、今回、紀伊長島の一次破碎機修繕工事2,684万7,000円、三次破碎機、それでまた、海

山に関しては、1次破碎機1,400万円、これはどれぐらいのサイクルで替えてきたのか。以前これはもうどれぐらい経って、今回このような大きな金額になっとなのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまご質問にお答えさせていただきます。

項目が多々ございましたので、もし漏らしてありましたら、ご指摘のほうをよろしくお願い申し上げます。

まず、有害鳥獣駆除事業の内容等でございます。まずですね、焼却炉の設置につきましては、現在、候補地を選定しております。両区からですね、交通の利便等々を考えた中でですね、また猟友会の方々、地元の方々等とも相談させてもらった上でですね、決定していきたいというふうに考えております。

それと、猟友会のもですね、補助金の関係でございます。猟友会の有害鳥獣駆除事業費の補助金といたしまして、35万1,000円、あとパトロール等の補助金といたしまして、73万8,000円を交付しておるというところでございます。

次にですね、水産業総務費、水産総合企画事業のもですね、旅費の関係でございます。この旅費につきましてはですね、まず職員の漁港管理研修等の東京、名古屋等への旅費、それと、あと長島地区産地協議会等でですね、職員が同行する場合の旅費を見込んでおるというところでございます。

それと、長島地区産地協議会負担金35万円につきましてはね、例年、例年と申しますか、昨年に引き続いての同額の負担金で、現在っております。ただ産地協議会といたしましてですね、また、特別な事業等々がなされるということでありましたら、また、協議もさせていただきたいなというふうにも考えてございます。

続きましてですね、水産業振興費の漁業振興対策事業の中のもですね、長浜上架場整備事業費補助金、こちらにつきましてはですね、長浜の上架場の組合、外湾漁協が管理しておる上架場のもですね、台車の更新等の助成と、2分の1補助を予定してございます。

それと、長島港が魚市場上屋修繕事業費補助金も、こちらにつきましてもですね、外湾漁協が管理しておる長島港の魚市場の上屋の修繕に対して2分の1を補助しようとするものでございます。

続きまして、水産多面的機能発揮対策事業のですね、各活動組織でございます。この事業につきましては、平成27年度までの事業と、平成28年度からの事業が、国の制度の移行時期でございます。27年度まで活動していただいていた組織が、三野瀬活動組織、それと銚子川環境保全会でございます。

そして、28年度からですね、新たに長島地区活動組織と、白浦地区活動組織が加わっていくという予定でございます。そういった中でですね、この活動組織の構成員としましては、漁業者、平たぐいいますと、漁協の組合員等でございます。そういった方々がですね、例えば海域のほうですと、藻場の育成に阻害をしている食害生物、ガンガセ、ウニ類等の除去等を考えておると。

それと、銚子川につきましては、その河川環境の保全とかですね、そういった活動に対する支援として、町のほうとして予算をお見立てをさせていただいておるところでございます。

各組織によってですね、バラツキはございます。現在、長島地区、白浦地区につきましてはですね、これから組織自体を発足していくわけでございます。そういった中で、全区にその各地区の全組合員が構成員になるのかなというふうに考えております。

それと、あと三野瀬活動組織につきましてもですね、基本的に海野漁協が構成員となっておりますので、そういった意味で構成員がイコール組合員というふうな活動組織でございます。

以上でございます。

（「ちょっと抜けておる」と呼ぶ者あり）

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございません。

漁港管理費、漁港管理事業のですね、水産物供給基盤機能保全事業委託業務でございます。

これにつきましてはですね、平成27年度に、島勝漁港の漁港施設についての岸壁とかですね、そういった漁港施設についての今後の長寿命化、修繕コスト等の標準化を見越した調査を行っております。

それに引き続き、町内5漁港の中で、島勝漁港に引き続いて、海野漁港と白浦漁港も同様の調査を、28年度に行っていきたいという事業費でございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

お答えいたします。

まず、中小企業指導育成事業1,162万円でございますけれども、みえ熊野古道商工会に対する補助金でございます。補助金の内訳、内容としましてはですね、商工会が行っております各種事業をですね、それに対する補助金ということで、例えばですね、青年部、女性部の活動事業であったりですね、全国展開支援事業、これ事業名が毎年変わってきますけれども、そういったものの国からの補助金以外のものに充てるものであるとかですね、あと講習会の開催とか、そういった活動に対する補助金ということで、定額で1,162万円を補助しているものでございます。

それと、銚子川の水でございますけれども、今年度は1万4,520本ですね、これを買入れまして、それを各事業所さんに販売してですね、そこから小売りをさせていただくというふうなことで仕入れて、それを流すというふうな形でですね、考えておりまして、事業所への販売については、63円にプラス消費税をいただいてですね、販売をさせていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

入江議員、質問中ですが、12時になりましたので、昼食のため1時まで休憩をとります。

答弁だけしたってくれますか。

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

議員の質問にお答えさせていただきます。

塵芥処理費、リサイクルセンターのですね、管理運営事業の修繕料のことでよろしいですね。その中なんですけれども、さっきの説明会でですね、事業といたしまして、一次破碎機部品取替修繕工事、これは海山リサイクルセンターのほうです。紀伊長島リサイクルセンターでは、一次破碎機修繕工事、それぞれ隔年ということで、2年に一度程度に行っています。

そのほかですね、脱臭装置のA B活性炭交換工事、海山リサイクルのほうですが、

基本的には毎年ということになっております。

以上でございますが、事業の漏れはないでしょうか。

瀧本攻議長

それでは、昼食のため、1時5分まで休憩します。

(午後 0時 01分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を開きます。

(午後 1時 05分)

瀧本攻議長

入江議員、継続して発言してください。

入江議員。

8番 入江康仁議員

農林課部分に対してはですね、課長、本当に今回、町長にも積極的な予算をどんどん付けていただいて感謝しております。また、このようにですね、鳥獣の焼却炉の施設等とか、いろいろな新しいね、求めている方々の施設に対しては、どんどんと進んで予算計上してやっていっていただきたいと思います。よろしく今後お願いします。

また、商工課の部分に関しては、1点ですね、銚子川の水購入に関してですね、この96万9,000円、今まで議会事務局にもずっと入っていたんですけど、今現在はですね、尾鷲の、熊野の水をですね、購入しとるようなので、そういうところは何か事情がおりなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

大変ご迷惑をおかけしております。銚子川の水につきましてはですね、昨年6月にです

ね、始神テラスがオープンいたしまして、そこですね、自動販売機であるとか、キホクニヤで販売をさせていただいております売れ行きがですね、非常に良好なためですね、実は在庫を切らしている状況でございまして、大変ご迷惑をおかけしております。

今年度はですね、今年度28年度につきましては、それも見越してですね、昨年に比べて2,000本以上ですね、追加して購入するような予算も立てておりますので、ご迷惑をかけるようにですね、したいと思います。よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

我々も予算にね、これ計上しておるものを認めて、それで、地元でつくったもんが入ってこないということになると、ちょっと心苦しいともありますんで、よろしくお願いします。

また、環境管理課部分に関してはですね、これいろいろな形の中で、計画書ももらいました、過去のね。それで、これは課長、あまり細かいことを、ここでやっていると、あれやもんで、これは一般質問で関連してやらせていただきたいと思います。そのことで私の質問は終わります。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

農林の77ページ、まずお尋ねいたします。

新規事業で、団体営っていうんですか、ため池整備事業実施計画策定委託料として、1,000万円あがっているんですけども、これの詳しい、ため池で利益になる事業だと思うのですが、説明をお願いいたします。

そして、商工観光課のほうで、87ページですね、地方消費者行政活性化基金事業って、県が178万1,000円で、県のお金が全ての予算になるのかと思いますけど、リーフレットという説明がありましたが、内容をお尋ねいたします。

そして、観光のことで、昨日の町長の説明にもありました、88ページのSEA TO SUMMIT 実行委員会費300万円ですね、今回、新規の事業ですが、大会が今回なされるようなんですが、どういう経緯で紀北町に来られたのか、詳しい説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまご質問にお答えさせていただきます。

農業総務費、その中の農業用施設管理事業の中の、団体営ため池等整備事業でございます。この事業につきましてはですね、平成28年度に、海山区の原池の耐震性の向上等を考慮するための事業実施計画を作成するものでございます。財源といたしましては、国費10分の10の事業を予定してございます。

そして、28年度に実施計画を策定した後に、29年度以降にですね、県営でですね、耐震改修等の事業が着手できればというふうな計画で、協議を進めているところでございます。ご存じのとおり、海山区の原池につきましてはですね、下流域に民家等もございます。そして、またJ R、国道42号等も立地しとるということで、より重要性、緊急性の高いため池ということで、この事業を行いたいというところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

お答えいたします。

地方消費者行政活性化基金事業のですね、リーフレットということでございますけども、このリーフレットにつきましては、平成27年度におきましてもですね、2月の広報に折り込みさせていただいています。悪質商法のですね、防止のパンフレット、リーフレットでですね、そういったものを、平成23年度から毎年入れさせていただいております。私どものですね、消費者行政につきましてはですね、平成21年度の消費者行政の消費者法の改定によりまして、各市町村にですね、消費者の窓口を置くようになってございます。

それ以降はですね、窓口でいろいろご相談を受けたりですね、あるいは消費者の方々に、こういった悪質商法に対するいろいろ啓蒙を行うことによってですね、そういった被害をなくするというふうなことの観点から行われているものでございまして、来年度の予定しておりますリーフレットにつきましては、できましたらですね、ずっと見ていただけるような形にならないかということで、カレンダー方式のものをですね、用意させていただいて、1年間ずっととっていただけるような、そういったことを考えまして、その予算を計

上した次第でございます。

続きまして、SEA TO SUMMIT についてということでございますけども、経緯につきましてはですね、平成27年度にですね、三重県が株式会社モンベルさん、アウトドア総合ブランドメーカーですね、そういったメーカーなんですけども、そこと提携をいたしまして、フレンドエリアということでですね、三重県の豊かな自然環境の中で、アウトドアとかアクティビティを楽しめる、そういったお薦めのフィールドということで、三重県が連携をしましてですね、そういった地域になりました。

その中でですね、SEA TO SUMMIT というのが、そういったフレンドエリアの中で、これまで行われております。過去にですね、2009年から行われておりまして、去年はですね、7地域で行われておりますけれども、平成28年度については10地域というふうに聞いております。

このイベントにつきましては、2つの要素がござまして、1つはですね、自然環境をテーマにしたシンポジウムを行うこと。それから、カヤックあるいは自転車、登山ですね、この3種のですね、アクティビティ、それを行うスポーツというふうなことでですね、ございまして、このスポーツ自体もですね、スピードを争うという競技ではなくてですね、それぞれの体力に応じて、各種目を楽しんでいただけるようなものというふうなことでですね、このイベントが行われております。

三重県のほうからですね、昨年こういったイベントがあるので、やりませんかというふうなお誘いをいただきまして、うちのほうが、それに応募させていただいてですね、三重県のほうとしても、うちの予算だけではなしに、三重県も予算を付けてですね、実行委員会方式でこれから、そういった大会を運営していこうということで、進められているところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

原池のことは、耐震性はもう調査されたわけですか。そこのところを、されているのかどうか。あの池の耐震性を調査するのは、大変難しい。家の場合は、想像がつくんですけども、ああいう池はどのようにして、耐震されるのかなという思いもありまして、お聞きいたします。

そして、商工のほうですけれども、悪質、時々広報なんかでも、電話のあれがね、被害があつて、気をつけてくださいとか、そういう啓蒙もあるんですけれども、紀北町でもそういう被害が増えているのかどうか。そして、カレンダー方式にされたら、広報は1回で入れられると、その場でなくしてしまうことも多いんですけれども、カレンダー方式にしたら1年間、ごみの表と並べて貼っておくこともできると思いますので、ぜひそのところを工夫して、もうこの印刷とか、そういうのも町内でやるのか、そういう業者にお任せするのか、そこら辺もお尋ねしたいと思います。

SEA TO SUMMIT については、詳しく説明いただきました。シンポジウムも開くということですので、この実行委員会はどういう方を中心に、どういう形式でされるのか、予定されているのか、2つのことを同時に行う実行委員会なのかどうかも含めてお尋ねいたします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ため池と申しますのがですね、基本的にダムといってもいいような構造になってございます。その堤体、本体のですね、耐震性を調査して、その耐震性能を高めると。ある意味、耐震改修というふうになるのかなと。そして、今までですね、簡易的な耐震診断的なものはやっております。ただ、ご承知のとおりですね、南海トラフ地震等が想定されております。そういったことから見越した中での調査をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

被害につきましてはですね、特にうちのほうでは、そういった被害があるというのは聞いてないんですけども、うちのほうでですね、今、やらさせていただいておる中では、消費生活相談を主にやらさせていただいております、その件数をですね、ちょっと申し上げますと、平成27年度ですね、現在まだ終わってございませんけど、7件の相談がございました。

その内容といたしましてはですね、ワンクリック詐欺、インターネットでですね、いろいろなサイトを見ているときに、クリックすることによって、もうあなたは契約しましたみたいなのがあってですね、そういったものに対する詐欺であるとかですね、あるいは、カニカニ商法といいまして、送りつけ商法というのがありまして、もう商品を勝手に送りつけて、それで代金を払ってくださいというふうなやり方、そういったものも相談を受けております。

平成26年につきましては、5件ですね、これも基本的には同じようなものでございます。

平成25年には8件、平成24年には3件、平成23年度が4件、それから22年が4件ということで、それだけでございますけども、町以外にですね、これは県のほうでも、実は消費生活センターというのがございまして、そこでも受け付けをしておりますので、そういったものを合わせますとですね、平成27年まだ終わってないもんですから、平成26年であわせて32件、それから25年が58件、それから24年が46件、23年が40件、22年が45件ということでですね、これぐらいの数字が、相談があるということでございます。

それから、リーフレットの印刷につきましてはですね、実はこういったものがですね、既にいろんな業者のほうから出ておりまして、それをですね、採用してこれまでやっております。内容をですね、これからちょっと精査を、来年度に入ってからしたいと思いますけども、どのような方法がええかはですね、ちょっと内容を検討いたしましてから、決めたいというふうに考えております。

それから、SEA TO SUMMIT ですね、実行委員会でございますけども、今のところですね、考えておりますのは、スポーツ関係の団体の方であるとか、あるいは、例えば海を使うので海の関係の方々、あとですね、山とかそういったところも使いますので、あと自転車を使うということで、そういった愛好家の方々ですね、そういった方々に集まっていたいて、実行委員会をつくっていきなと思っておりますけども、シンポジウムとかあるいはそういったスポーツイベントのほうですね、それらは一体的な実行委員会の中で決めたいと思います。

その実行委員会にはですね、株式会社モンベルさんも入っていただいて、いろいろと決めていくことになると思いますので、そんな中でいろいろなことは決定していきたいと思っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

原池のほうはありがとうございました。

消費者の、大変、今、全国でも、ニュースでも毎日のようにですね、いろんな詐欺があって、心を痛めている状態なんですけども、相談件数は今、言っていたいたんですけど、相談窓口に来て解決されるとか、そういう方法、いろいろ改善されているような実績もあるのかどうか。大変クーリングオフとか、そういうのだったら1週間以内とか、いろいろ対処されることもあると思うんですが、そこら辺を最後にお聞きしたいと思います。

そして、SEA TO SUMMIT ですね、いつ頃、予定されているのか、最後にお伺いします。

瀧本攻議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

SEA TO SUMMIT のほうから、先にお答えさせていただきます。11月12日、13日を予定させていただいております。土日ですね。

それからですね、ご相談いただいた中で、解決ができていますのかというふうなご質問ですけれども、例えばですね、ワンクリック詐欺等につきましては、ほとんどの場合ですね、ワンクリックによってですね、契約が発生するというようなことはありませんので、そういったことに対しては無視してくださいというふうなことでですね、ほとんどそれで解決しているのかなというふうに思います。

あとは送りつけ商法等につきましてもですね、基本的には払う必要ないですよというふうなお答えをすることによってですね、ほとんどの場合できています。ただ、これ以外にもですね、ケースとしましてですね、あったのがですね、多重債務の問題等がございます。多重債務につきましましてはですね、これは私どもでは、なかなか解決できる問題ではございません。ただですね、県のほうがですね、相談窓口をですね、相談のための例えば弁護士さんであるとか、あるいは司法書士さんですね、そういった方の紹介を、実はしております。そういったところにつないでですね、そこで実際に業務については、そこと契約していただいた中で、していただくとかいうふうな方法でですね、やっておりますので、全てがですね、私どもでは解決できるということではございませんけども、できるだけそういったつなぎをですね、含めてしていくことによって、こういった詐欺とかですね、そういったものに遭わないようにとか、あるいは軽減できるようなことを、実際しているとい

うところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、衛生費から土木費までの質疑を終わります。

次に、98ページの消防費から133ページの給与費明細書までの質疑を許します。

質疑される方はありますか。

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、生涯の部分で質問します。

110ページなんですけども、これは多目的会館管理運営事業ということで、また関連で、次の111ページに社会教育施設整備事業というのが載っているんですけども、これについては、多目的会館から図書室が、地域振興会館に移るということなんですけども、多目的会館については、ここの図書館が移動した後、どのような活用方法を考えておられるのか。

また、図書館については、いつ頃、供用開始の予定と想定されているのか。

もう1点は、116ページの東長島スポーツ公園管理事業ということで、工事、フェンスの修理ということで、運動場の西側ですか、あそこを聞いているんですけども、あそこは全面ずっと直すんですかね。例えばの話、あそこのところに、人の出入口をつくるというような構想はないのか。

あと3点目なんですけども、社会体育施設整備事業ということで、これは健康施設、海山の今度できるプールの健康施設だと思うんですけど、これについては、その名称については、今後どのように考えておられるのか。結構ああいう施設でしたら、名称が結構大事なものになってくると思うんですけど、公募を考えているのか。今後どのように想定されているのか。

この3点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

順次、お答えさせていただきます。

多目的会館図書室の移転後の、多目的会館の使用についてでございますが、こちらのほうは紀伊長島公民館という性格も併せ持っておりますので、その用務としてはそのまま残りますので、地域の方々の集会ですとか、公民館講座ですとか、そういうものに使っていただくことになります。

それから、図書室の供用開始でございますが、現在のところ、秋ぐらいということで計画をしております。

それから、東長島スポーツ公園のフェンス、防球ネットでございますが、これは西側の町道沿いのところに鉄製の2mちょっとの金網のフェンスはあるんですけども、今回はソフト等の試合等に対応したいということで、防球ネットを、高さが7mから8mぐらいの今、支柱だけ立っています。過去は長島高校やった時にはですね、そこにもネットが張られておったはずなんですけども、今そのネットがない状態ですので、その支柱を活用しまして、だいたいグラウンドの端から端までということで、140mぐらいになると思っていますんですけども、その防球ネットを張りたいということで計上させていただいております。

それから、健康増進施設の名称につきましては、今後、また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

1点目の多目的会館の管理運営事業なんですけども、図書室のところが空いたら、集会所とかということでしたんですけど、あの図書を移動した後、あそこを例えば集会所に使うのに、修繕とかはしなくてもよろしいんですか。この点については、あがってなかったと思うんですけども、修繕はなくて、そのまま移動した後、そのままの状態で見えることになっているのか、確認の答弁を求めます。

あともう1点、これは東長島スポーツ公園のフェンス、今あるのを直すのかなと思っていたんですけど、新たに防球フェンスをつくるということなんですね。

そうすると、今のあるフェンスはそのままの状態で見えておくのか。その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

多目的会館図書室が空きますと、書架等を取ってしまいますので、少し壁や床を補修する必要があります。ですので、修繕料20万円なのですが、この28年度の予算に組み込ませていただいています。

それから、東長島の防球ネットですが、その鉄製のフェンスというのは、施設の何ていうんですかね、境界としてのフェンスでございまして、その少し内側といいますか、そこにネット状の防球ネット、フェンスを張るということで考えてございます。

今のところ、先ほどご質問があつて、漏らしたんですけども、出入口等の考えはないかということでしたんですが、現在のところは考えてございません。

以上でございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

多目的のほうは修繕費20万円ね、出ているんですね。

あとフェンスなんですけど、今の状態でしたらあれなんですけど、どうせ直すんやったらね、常時入れるような道路もありますもんで、難しい状況もあるんですけども、結構なんかの大会の時には、あそこが人の出入りもあると便利だなということも思いましたんで、どうせフェンスを直すんやったらと思ったんですけども、フェンスはそのまま、防球フェンスを直すということなんです。

今後、またそういう声も聞きますので、もし参考にさせていただければ、できるときあればと思います。

あと名称ですね、今後、考えていただくということで、健康施設、防災施設も屋上にありますけども、やっぱりプールというので、民間の方やいろんな方が使われると思いますんで、できたら馴染みやすい名前、できたら公募とかをしていただいて、皆さんの声を聞いた上で決定していただきたいと思いますんで、それについてもよろしくお願いします。

最後に答弁を求めます。

瀧本攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

まず防球ネットを立てるところの出入口なんですけども、そこに出入口を設けようと思いますとですね、段差がございますので、その辺りの道路のほうへ段差を付けるわけにはいきませんので、グラウンド側を引っ込めて、段をつくるということも必要になってきますので、少しその辺はちょっと検討があるかなというふうに思います。

それから、健康増進施設の名称につきましては、やはり皆さんに、たくさん使っていただいて、健康に役立てていただきたい施設ですので、馴染みやすいような名前にしたいと思いますし、公募というものも、その手法としては考えてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

13番 東清剛君。

13番 東清剛議員

13番 東清剛。予算書の114ページと、それから、課別説明書の117ページ、そやでこれはね、どこや、学校教育になると思うんですけども、給食施設管理事業費、これ長島のほう、給食センターは海山ですよ、長島はずっと委託でお願いしておったように思うんですけども、今回からかな、これ。

それで、説明書の臨時職員になっておると。それで、予算書のほうでは、嘱託職員で賃金があがっているね。これは、こっちのほうはさ、課別説明書のほうはね、給食施設管理運営費で、臨時職員16名。こちらのほうは、予算書のほうは両方のトータルじゃないですかね、これ。嘱託職員4,700万円というのが、職員のね。

だから、ちょっとその辺だけ、臨時職員と嘱託職員の違いも含めてと。

それで、これは委託方式から、いつこういう格好になったのか。ようわからんしね。

それで、ただ当然、委託の場合はね、応募されとった、今回も嘱託職員、臨時職員でしょうけども、どのようにして変更されたのか。たぶん去年も、たぶんこうやってして変わっておるで、その点ちょっと私、聞き漏らしたんかどうかわかりませんが、その経過だけをちょっと教えていただけますか。

瀧本攻議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

給食調理員につきまして、学校給食センターの職員は、以前から嘱託職員で採用してございます。

紀伊長島区の給食施設なんですけど、学校に付随した学校給食施設でありました。それは、以前ですと、委託調理員ということで、個人と委託契約をした形で採用していただいていたんですけど、その採用形態がどうなのかなという問題もございまして、平成27年4月から臨時職員化させていただきまして、委託から臨時職員に変わったという経緯がございまして。

この記載なんですけども、給食センター職員は嘱託職員での名称で、賃金を記載してございますし、また、長島区の学校の付随する給食施設で働く調理員につきましては、臨時職員としての賃金形態をしております。

以上でございます。

瀧本攻議長

東清剛君。

13番 東清剛議員

というと、去年の4月から身分が変えられた。これは職員というかね、あれ、調理員にとってはね、結構な話なんですけども、今どうしてます、嘱託職員、臨時職員。今回も正職員が5名、これ来年、27年度ですね、28年度か。5名の正職員の採用をする。それで、つい最近なんですけども、嘱託職員を18名公募されましたよね。そういう中で、どれぐらいの応募状況あるか、ご存じですか。

ですから、その時にこれもね、4月から変えましたんですけども、そのような手続きをちゃんとされたんですか。その辺はいかがですか。

だから、いずれにしてもね、それで費用的にもですよ、随分、増えておるんですよ。増えてないですか。そやで、これ逆転しとるじゃないですか、これ。海山、昔はね、給食センターの職員と、長島は自校方式ですから、それよりも少なかったはずですよ。それは相当ね、調理員の方には、条件面ではいいんでしょうけどもね。このようなことで、されることに関して、何ら説明なかったような気がするんですけども、予算書を見なかったのが、悪いといったら悪いでしょうけどもね。

だから、本当にどのようにした格好で、募集されたかというのを、ちょっと説明していただけますか。

瀧本攻議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

今回、嘱託職員の募集がかなりございまして、給食臨時職員につきましても、嘱託職員化も検討しておりました。あとですね、今現在の雇用関係と嘱託職員化した時のですね、雇用関係で、雇用条件を詰める必要等がございましたので、今回は、平成28年度当初の嘱託職員化は見送りさせていただきまして、28年度は1年間、臨時職員でやりたいという方向であります。

瀧本攻議長

ちょっと答弁中ですので。

玉津武幸学校教育課長

臨時職員の場合は、一応、公募は必要条件ではないというふうになってございますので、この1年間、臨時雇用の中で、今後につきまして給食調理員の雇用関係も整理した中で、条件整備をして、そういった嘱託職員化も含めて、形態を変えていきたいなと思っております。

以上です。

瀧本攻議長

東清剛君。

13番 東清剛議員

いずれにしてもね、今まで委託の職員にしても、公募されとったわけですよ。募集かけとったでしょう、公募というか、広報かなんかで、ずっと、あれ。そうしたらええの、これ別に。この制度で、仮にですよ、臨時職員採用について、公募しなくても、それで、だからこれ身分を変更ですからね、当然、共済費にしても、費用のほうで、もう1つ答弁漏れであるのが、今回、正職員に関してね、どれぐらい応募があったかというのと、今年度。それから、嘱託職員ね、最近やったじゃない2月、あれの応募状況を考えて、そういう中で、誰もわからないうちにね、身分変更するというのは、いかなもんか。

それで、費用に、町費に関しても900何十万か増えておるはずですよ、これ。そのことを説明していただきたいと思いますけども。先にその実態。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

すいません。嘱託職員、今回ですね、事務職員18名、その他いろいろ現業のところとか、44名、確か募集したと思います。私の記憶でちょっと全ての職種については、手持ちがないんですが、事務補助員につきまして、18名募集して32名の応募がありました。ほかの部分については、ちょっと細分化されていますんで、すいません。ちょっと今、手元に。正規職員はですね、今回、5名ですね、5名、行政職5名で、老人ホームの看護師1名、それから、介護職1名です。ごめんなさい。老人ホームは1名、1名の応募でした。それで、正職のほうは、すいません。ちょっと今、何名か正確に覚えておりません。どれぐらいやったかな。すいません。ちょっとね、それについては、また調べて報告させていただきます。正規職員の行政職でよろしいですか、はい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にね、議員おっしゃりたいことはわかります。委託からまず臨時に変えたのもですね、そのところは、前回、臨時職員という形で、予算もあげさせていただいております。それと、先ほど課長が申し上げたように、長島のほうの臨時職員の話ですね。これ嘱託化をいろいろ検討しました。ただ、今年度ちょっと臨時職員ということで、対応させていただくということなんで、いやいや27年度、28年度、27年度臨時にしまして、28年度に向けて現場の方ともお話をしていく中で、なかなか嘱託化ということをする、今、調整がしづらかったんで、もう1年、28年度臨時としてさせていただくということで、今年度は臨時職員ということでさせていただいたような次第です、はい。

今後、だから嘱託化するにあたっては、嘱託は皆さん全ての各課、各職についてですね、公募をしておりますので、そうなった時は公募という形になろうかと思います。

（「今年度の場合は特例でやったのか」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

臨時はですね、原則、今までも臨時の方は公募しておりません。嘱託が公募、以上が公募しております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議長、7番。すいません。100ページのですね、防災推進事業280万7,000円の中に、昨日、町長の所信表明の中にもありました、新規の事業として、紀北町耐震シェルター設置事業補助金140万円が、予算にあがっておりますけれども、新規の事業ですので、詳しい説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

近澤議員のご質問にお答えします。

紀北町耐震シェルター設置事業補助金でございますが、金額としましては140万円を計上しております。1基25万円のを、予算上はですね、4基。それから、三重県型という40万円上限のものを1基ということで、予算計上しております。こちらにつきましては、県のほうのですね、補助金2分の1の補助をいただく予定になっておりまして、対象等につきましては、県のほうの要綱に準じてですね、町のほうで同じものを定めてですね、施行していくということを予定しております。

要綱につきましては、28年度に定めるということで、準備をしているところでございます。あと、これらの対象としましては、一応、耐震ができていない家、昭和56年5月31日以前に建築された家で、階数は2階以下の住宅、設置は1階、それから、対象になる家につきましては、耐震診断等を受けていただき、評点0.7未満のもの。あとですね、一応、65歳以上の高齢者のみの世帯ということと。

それから、身体障害者等の要件ですね、こちらのほうについても、条件を定めさせていただいてですね、執行するということで予定しております。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

要綱は、これから決めるということなんですけれども、1基25万円の補助で、完成するわけではないんですよ。シェルターっていいますと、家の中にそういう1室をつくるようなことを想定されるのか、どういうシェルターなのか、説明をお願いしたい。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

シェルターの種類につきましては、メーカーがですね、幾つか出してございまして、部屋の中にですね、設置するものを想定しております。あと、金額につきましてもですね、業者によって、そのかかる費用が違ってございまして、25万円程度のものからですね、数百万円程度かかるものまで、オーダーメイドでですね、しているメーカーもございまして、そのうち25万円を上限に補助をするという形になっております。残りにつきましては、自己負担をしていただくという形になると思います。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7 番 近澤チヅル議員

新規の事業で、弱者の方とか、障がい者の方、65歳以上ですと、これから先のことを考えて、なかなか自分の家を、昭和56年以前に建てた家でも、修繕、耐震化するというのは難しい部分があって、また、これを利用することで、安全が守れるのではないかと思います。が、今年、新規でこれからも続けていかれる予定なのかどうか、お伺いします。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

こちらのほうにつきましては、県のほうの補助のですね、関係がございまして、現時点では県の補助金に合わせてですね、町のほうも、この事業をしていく予定にしておりますけども、県の補助がですね、なくなった場合にですね、町単独で、この事業を継続していくということもですね、視野には入れてございまして、県補助がなくなった場合の扱いについては、今後、検討していくということで考えております。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、消防費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで、議案第27号については、質疑を終了します。

日程第26

瀧本攻議長

次に、日程第26 議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第27

瀧本攻議長

日程第27 議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第28

瀧本攻議長

日程第28 議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第29

瀧本攻議長

日程第29 議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

それでは、質疑を終了します。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑が、すべて終了しました。

お諮りいたします。

ただいま、議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定しました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

なお、付託案件の審査については、3月7日、月曜日は、総務財政常任委員会、3月9日、水曜日は教育民生常任委員会の開催となっております。

いずれも午前9時30分からでございます。

委員会の運営に当たっては、各委員長において取り計らってくださるようお願いいたします。

瀧本攻議長

本日は、これで散会いたします。

(午後 1時 50分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平 成 2 8 年 8 月 9 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 東 清剛